

I 徳島県情報公開条例の解釈運用基準

第1章 総則（第1条—第4条）

第1条 目的	3
第2条 定義	5
第3条 解釈及び運用	8
第4条 適正な請求及び使用	9

第2章 公文書の公開（第5条—第20条）

第5条 公開請求権	10
第6条 公開請求の方法	11
第7条 公開請求の拒否	13
第8条 公文書の公開義務	15
第1号 個人に関する情報	17
第2号 法人等に関する情報	23
第3号 審議、検討又は協議に関する情報	25
第4号 事務又は事業の遂行に関する情報	27
第5号 犯罪の予防等に関する情報	29
第6号 非公開を条件とする任意提供情報	31
第7号 法令等又は国の機関の指示等による非公開情報	33
第9条 部分公開	34
第10条 公益上の理由による裁量的公開	36
第11条 公文書の存否に関する情報	38
第12条 公開請求に対する決定等	39
第13条 公開決定等の期限	42
第14条 公開決定等の期限の特例	44
第15条 事案の移送	46
第16条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等	48
第17条 公開の実施	52
第18条 他の制度との調整	54
第19条 費用負担	56
第20条 削除	58

第3章 審査請求等 (第21条—第24条)	
第21条 県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求…	59
第22条 審理員による審理手続についての特別の定め…	60
第23条 諮問…	61
第24条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続…	63
第4章 情報公開の総合的な推進(第25条—第28条)	
第25条 情報提供施策の拡充…	64
第26条 情報の公表制度の拡充…	65
第27条 出資法人の情報公開…	66
第28条 指定管理者の情報公開…	68
第5章 雑則 (第29条—第31条)	
第29条 実施状況の公表…	71
第30条 適用除外…	72
第31条 委任…	73
附 則…	74

徳島県情報公開条例の解釈運用基準

第1章 総 則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に即した県政を推進する上で、県政に関する県民の知る権利を尊重し、県政の諸活動を県民に説明する県の責務が全うされるようにすることが重要であることに鑑み、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、各条項の解釈及び運用は常に本条に照らして行わなければならない。

地方自治の本旨にのっとった県政の運営は、憲法上の要請であり、これを推進する上において、県民の知る権利を尊重し県政の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにすることが重要である。

この条例は、この理念の下、「公文書の公開を請求する権利を明らかにする」こと及び「情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めること」を手段とし、「県政に対する県民の理解と信頼を深め」ることを第一次的な目的とし、「県民参加による公正で開かれた県政の推進に資する」ことを高次の目的とするものである。

【解釈・運用】

1 「県政に関する県民の知る権利」

「知る権利」については、表現の自由を定めた憲法第21条を根拠として論じられることが多いが、憲法上明文の規定はなく、憲法解釈としても、論者によってその根拠や内容につき様々な見解がある。また、最高裁の判例においても、請求権的な権利としての「知る権利」は認知されていない。これらのことから、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）では、法令用語として成熟していないことを理由に、この言葉の使用を見送っている。

しかしながら、条例では、公文書公開審査会の答申をふまえ、「知る権利」が情報公開制度の進展に大きな役割を果たしてきたこと、情報公開請求権をわかりやすく表現していることを評価し、県の説明責任を県民の側から表現したものの趣旨で、地方自治の本旨に即した県政を推進する上での重要な理念として、条例に位置づけたものである。

2 「県政の諸活動を県民に説明する県の責務」

地方自治の本旨に即した県政を推進するため、県民から県政を負託された県が、県政

の諸活動を県民に対し具体的に説明する責務を意味し、これが全うされるようにすることを条例の理念としたものである。

3 「公文書の公開を請求する権利を明らかにする」

実施機関が保有する公文書について、その閲覧又は写しの交付を求める権利を設定することであり、条例で定める要件を満たした公文書の公開の請求に対しては、実施機関は、これに応じなければならない条例上の義務を負うものである。

また、この権利を設定したことにより、実施機関の決定は行政処分となり、審査請求や抗告訴訟等の救済制度の対象となる。

4 「情報公開の総合的な推進」

情報公開の総合的な推進とは、県の説明責任を全うするため、条例に基づく公文書公開制度を適切に運用するほか、県民への情報提供施策や一定の情報を県民に公表する情報公表制度を相互に補完させながら、県の保有する情報について総合的に情報公開を進めることをいう。

5 「県民参加による公正で開かれた県政」

住民自治の理念に基づき、県民と協働して透明性の高い県政を推進することをいう。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和5年徳島県条例第17号）第2条第4項に規定する特定歴史公文書等
- (3) 図書館、博物館その他の規則で定める施設において、当該施設の設置目的に応じて管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

【趣旨】

本条は、この条例が適用される「実施機関」及び「公文書」を定義し、その範囲を明らかにするものである。

【解釈・運用】

1 「実施機関」（第1項）

本条第1項は、この条例による公文書公開制度等を実施する機関を定めたものである。

実施機関は、地方自治法等の法令に基づき、独立して事務を管理執行する権限を有する機関である。各実施機関は、この条例に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負う。

なお、「選挙管理委員会」には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第5条の6第1項の規定に基づく参議院合同選挙区選挙管理委員会を含むものとする。

2 「公文書」（第2項）

本条第2項は、この条例の対象となる公文書の範囲を明らかにするものである。

(1) 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、警察本部長、公営企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員、附属機関の委員及び実施機関の職務上の指揮監督権に服するすべての職員をいう。

(2) 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

職務には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務及び同法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務を含む。

ただし、職員が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第18条等の規定により、他の法人その他の団体の事務に従事している場合の当該事務は含まない。

(3) 「文書」とは、通常紙媒体に文字、符号を用いて表現されたものであり、「図画」とは、象形を用いて表現されたものである。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、情報内容の視聴に再生用の機器を用いる必要のある記録も含まれる。これらの媒体の具体例としては、ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM、汎用機用磁気テープ、録音テープ、ビデオテープ等がある。

なお、電磁的記録に記録された情報内容を出力したものについては、「文書」又は「図画」として取り扱われるものである。

(4) 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまるものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態をいい、組織の管理者の関与又は認知の下、業務上必要なものとして組織的に利用、管理されているものを意味する。したがって、職員個人のメモや執務参考資料、手帳類はこれに該当しない。

なお、組織共用という実質要件に基づいて判断すべきものとしているので、「公文書」性の判断に際し、決裁や供覧手続の有無は問わないものである。

作成又は取得された文書がどのような状態にあれば組織的に用いるものといえるかについては、以下の要素を総合的に考慮し、その実質に着目して判断するものとする。

① 文書の作成又は取得の状況

作成、取得に際し、所属長の関与又は認知があったかどうか。

② 当該文書の利用の状況

組織としての意思決定等に際し内部検討に付されたものであるかどうか。組織の他の職員も職務上利用しているものであるかどうか。

③ 保存・廃棄の状況

もっぱら職員個人の判断で処理できる性質の文書であるかどうか。組織として管理している共用の保管場所で保管されているかどうか。

(5) 「当該実施機関が保有しているもの」とは、実施機関が文書を事実上支配している状態をいい、文書規程等に基づき組織として現に保管・管理しておれば、これに該当するものである。なお、文書を現に保有している機関と当該事務の本来の処理権限を有する機関とが一致しない場合があり得るが、このような場合でも、現に文書を保有している機関が公開請求を受けることとなり、公開非公開等の決定主体としてどちらが適当かという問題は、条例第15条に規定する「事案の移送」の問題となる。

(6) この条例の対象となる「公文書」に含まれないもの

ア 第1号について

官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍等の不特定多数の者に販売する目的で発行されているものについては、市販された出版物に係るものであり、制度の対象とする必要はなく、「公文書」から除外するものである。

イ 第2号について

徳島県公文書等の管理に関する条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等の利用については、同条例第13条に規定されているため、制度の対象とする必要はなく、「公文書」から除外するものである。

ウ 第3号について

図書館、博物館等の施設で保存している資料については、一般への閲覧や資料研究などの当該施設の設置目的に応じて管理されており、施設ごとに利用の手続が定められている。これらの資料については、県が行政執行の見地から作成・取得した文書と同一の取扱いをするのは適当でなく、制度の対象となる「公文書」から除外するものである。

【徳島県情報公開条例施行規則 第2条】

条例第2条第2項第3号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 徳島県立文学書道館
- (2) 徳島県立図書館
- (3) 徳島県立博物館
- (4) 徳島県立近代美術館
- (5) 徳島県立文書館
- (6) 徳島県立二十一世紀館
- (7) 徳島県立鳥居龍蔵記念博物館
- (8) 徳島県立埋蔵文化財総合センター

第3条 解釈及び運用

(解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の解釈及び運用の指針を定めたものである。

【解釈・運用】

前段は、公文書の公開を請求する権利が十分尊重されるように、実施機関は原則公開の立場に立って公開・非公開の判断を行うべきこと及び事務処理手続においても請求者の立場に立ち迅速に対応すべきことを定めたものである。

後段は、原則公開の立場で運用する制度の下でも、通常他人に知られたくない個人に関する情報（いわゆるプライバシー情報）については最大限の保護を要することから、特に配慮すべきことを定めたものである。

個人に関する情報については、条例第8条第1号により原則非公開の扱いとなるが、例外的に公開できる個人情報範囲を定める同号ただし書の解釈及び運用については、本条後段の趣旨に沿って慎重に行うものとする。

第4条 適正な請求及び使用

(適正な請求及び使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例により公文書の公開を請求するものの責務を定めたものである。

【解釈・運用】

1 「適正な請求に努める」とは、この制度が、請求の目的を問わずに請求の受付・決定等を行うものであることを前提としながらも、特定の部局が保有するすべての公文書の公開請求や行政機関の事務能力を減殺させることを意図する公開請求など明らかに条例の趣旨を逸脱するような請求（権利の濫用に該当するものを含む。）があり得るところから、請求者の責務として、条例目的に即した請求に努めなければならないことを明文化したものである。

なお、条例目的に即さない、適正な請求ではないものは、権利の濫用に該当する場合があります。この場合は「不適法であって、その不備を補正することができない」（第7条第1号）ものに含まれ、これを拒否することができる（第12条第3項）。この取扱いの適用については、「公文書公開請求における権利の濫用に係る運用基準」（令和8年5月15日制定・同日施行。以下「権利濫用運用基準」という。）による。

2 「適正に使用しなければならない」とは、この条例によって得た情報を社会通念上の良識にしたがって用いなければならない、いやしくも他者の権利や利益の侵害その他この条例の目的に反した使用をしてはならないことをいう。

第2章 公文書の公開

第5条 公開請求権

(公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、公文書の公開を請求することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求権について定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 第1条に定める条例の目的との関係では、公開請求権の主体の中心は県民となるものであるが、県民に限定してその他のものを排除する積極的理由が乏しいこと及び広く県外にも情報を公開していくことに政策的意義を認めることから、何人に対しても公開請求権を認めるものである。
- 2 「何人」には、自然人、法人のほか、法人格は有しないが規約及び代表者が定められている自治会、PTA等の団体も含まれる。

第6条 公開請求の方法

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする公文書の件名その他の当該公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求書の記載事項等の請求手続及び記載に形式上の不備がある場合の補正手続について定めたものである。

【解釈・運用】

1 公開請求書（第1項）

- (1) 公文書の公開請求は、請求者の権利の行使として、公開決定という行政処分を求める申請手続であり、また非公開決定等の場合には審査請求等の対象となる重要な手続であることから、事実関係を明確にしておく必要があり、書面によることとしている。したがって、口頭、電話による請求は認められず、原則として請求書を受付窓口に提出して行うこととなるが、文書の特定がされていれば郵送、ファクシミリ、電子申請等で行うことも可能である。
- (2) 本項各号に定める事項は、請求書の必要的記載事項であり、これらの事項の記載が欠けている場合には、不適法な請求となって条例第7条の規定により公開請求の拒否決定を行うこととなる。ただ、運用として、請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第2項の補正を求めることとする。

【徳島県情報公開条例施行規則 第4条】

条例第6条第1項の請求書は、様式第1号によるものとする。

2 公開請求書の補正（第2項）

- (1) 「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、記載事項が不十分な場合を含む。

ただ、請求の対象となる文書が公文書に該当しない場合や請求対象文書を保有していない場合は、当該記載は「形式上の不備」には当たらない。このような場合は、請求を受け付けた上で、第7条の規定により公開請求の拒否処分を行うことになる。

- (2) 「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするために社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して判断することが必要である。

本項の規定によって実施機関に補正を求める法的義務が生ずると解するのは適当でないが、第7条が、公開請求の拒否処分ができる場合を「公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき」と定めていることから、形式上の不備の補正が可能な場合には、補正を求める運用とする。

- (3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、公開請求手続の実態として、請求者において対象となる文書を特定することが困難な場合が予想されるため、実施機関に対し参考情報を提供する努力義務を課すことにより、制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第4 公開請求の手続

3 請求書の補正

請求書に不備があれば原則として受付窓口で補正を求める運用とするが、その場で補正できない場合や郵送、ファクシミリ、電子申請等による請求などの場合には、補正通知書（様式第1号）により補正を求める取扱いとする。なお、補正の際には、請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする（条例第6条第2項）。

ただ、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても補正がなされない場合には、請求書をそのままの形で受け付けた上で請求拒否決定を行うこととなる。

第7条 公開請求の拒否

(公開請求の拒否)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求を拒否することができる。

- (1) 公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。
- (2) 公開請求に係る公文書を保有していないとき。
- (3) 請求者がこの条例の規定の適用を受けない文書、図画、写真又は電磁的記録の公開請求をしたとき。

【趣旨】

本条は、一定の場合には、公開を求められた文書について実施機関が公開・非公開の判断を行う前の段階で、請求自体を拒否することができる旨を定めたものである。

【解釈・運用】

従来、請求に係る文書が不存在の場合や請求自体が要件を満たしていない場合、請求を不受理とし、その旨を通知する取扱いとしていたが、公文書公開審査会の答申では、文書不存在など一定の事由に該当する場合には当該請求を拒否できる旨の規定を新たに設けるとともに、これを行政処分として位置づけ、救済手続の対象となることを明確にするよう求められた。本条は、この答申をふまえて設けたものである。

一般に、公開請求があれば、実施機関は、対象文書に記録された情報が第8条各号に定める非公開情報に該当しない限り請求に係る公文書を公開すべき義務を負うが、本条は、この例外として実施機関が公開義務を免れる場合を規定し、対象文書に記録された情報が非公開情報に該当する場合の非公開決定とは別に、請求自体を拒否する行為を新たに行政処分と位置づけ、立法化したものである。

したがって、本条による請求拒否処分には理由の提示が必要となり、また審査請求に係る教示も行わなければならない。

本条に基づく処分に対し審査請求があった場合は、処分庁又は審査庁は、公開・非公開の決定に審査請求があった場合と同様に、原則として徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を得て裁決を行わなければならないこととなる。

1 「公開請求が不適法であって、その不備を補正することができないとき。」

公文書を特定していない請求、必要的記載事項を記載していない請求、権利の濫用に該当する請求などが考えられる。

「その不備を補正することができないとき。」には、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間内に補正がなされなかった場合を含む。

なお、権利の濫用の認定は、権利濫用運用基準別紙に示す3つの類型及びそれぞれの請求事例を参考に請求の態様、請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び県民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断した上で、実施機関の業務を混乱又は停滞させることを目的とする等公

開請求権の本来の目的を著しく逸脱する場合に行うものとされている（権利濫用運用基準の二の二の(1)）。このように、権利の濫用は極めて慎重かつ厳格な基準によって認定されることからすれば、ひとたび認定された「権利の濫用」という「実質上の不備」は、既に「補正することができない」段階にあるものと解される。

2 「公開請求に係る公文書を保有していないとき。」

当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などが考えられる。

3 「請求者がこの条例の規定の適用を受けない文書、図画、写真又は電磁的記録の公開請求をしたとき。」

次のような場合が考えられる。

(1) 請求に係る文書が、第2条の定義による「公文書」に該当しない文書である場合

ア 組織として用いる文書ではなく、職員の個人的な資料である場合

イ 不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものである場合

ウ 徳島県公文書等の管理に関する条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等に該当する場合

エ 図書館等において、その設置目的に応じて管理されているものである場合

(2) 請求に係る文書が、平成13年10月1日前に作成又は取得された、決裁供覧文書以外の組織共用文書又は電磁的記録（データベースを除く。）である場合（附則第2項第1号）

(3) 請求に係る文書が、平成13年10月1日前に議会の職員が作成又は取得した公文書である場合（附則第2項第2号）

(4) 請求に係る文書が、平成14年4月1日前に公安委員会及び警察本部長の職員が作成又は取得した公文書である場合（附則第2項第3号）

(5) 請求に係る文書が、平成17年11月1日前に公社の職員が作成又は取得した公文書である場合（平成17年条例第99号附則第2項）

(6) 請求に係る文書の公開が、第18条の規定により他の制度との調整措置の対象となっている場合

(7) 請求に係る文書が、第30条の規定によりこの条例の規定が適用されない文書である場合

第8条 公文書の公開義務

(公文書の公開義務)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合（前条各号に該当するときを除く。）には、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する実施機関の公開義務を定めたものである。

【解釈・運用】

1 基本的考え方

実施機関は、原則公開の立場に立って、その保有する公文書を公開するものであるが、これらの文書に記録されている情報の中には、公にすることによって個人・法人の権利利益を侵害したり、公共の利益を損なうおそれのあるもの等がある。

このため、この条例では、公開することの利益と公開しないことの利益とを比較衡量した上で、公開しないことに合理的理由のある情報を「非公開情報」としてできる限り明確に定め、実施機関は、請求に係る公文書に記録されている情報がこの非公開情報に該当しない限り、公開しなければならないこととしている。

2 守秘義務と非公開情報との関係

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条の守秘義務が公務員としての服務規律を規定するものであるのに対して、本条に規定する非公開情報は、公開請求を受けて実施機関が行う公開・非公開の判断の基準を定めるものであって、両者はその趣旨目的を異にするものである。

ただ、本条に規定する非公開情報に該当しないとしてこの条例により公開された情報は、少なくとも守秘義務の対象となる秘密には当たらないと解せられる。

3 非公開情報の取扱い

公開請求のあった公文書に本条各号に規定する非公開情報が記録されていない場合の実施機関の公開義務は規定しているが、非公開情報が記録されている場合の非公開義務については、明文の規定は設けていない。しかし、第10条（公益上の理由による裁量的公開）の規定の反対解釈として、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は公開してはならないこととなる。

4 他の制度による公開や任意の情報提供との関係

(1) 法令等の規定により公開手続が定められている場合

ア 法令等の規定により何人にも公開することとされている場合

法令等の規定により何人にもこの条例に定める方法と同一の方法で公開することとされている場合には、当該法令等による手続が優先され、その限りでこの条例は適用されない。（条例第18条参照）

イ ア以外の場合

法令等の規定により公開手続が定められているが、対象者を限定していたり、一定の場合は公開しないなど何らかの限定が付されている場合には、当然には当該法令等による手続が優先されることにはならず、当該手続をとるかこの条例による公開請求手続をとるかは請求者の任意となる。

(2) 法令等の規定に基づき関係機関から情報の提供が求められる場合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第98条第1項の規定による議会からの書類等の検閲の要求、同法第245条の4第1項の規定による各大臣からの資料提出の要求、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条の規定による公営住宅の事業主体からの書類閲覧の要求、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定による弁護士会からの必要事項の報告、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定による捜査関係事項の照会等のように、法令等の規定に基づいて関係機関から資料の提出等を求められた場合、その対応はこの条例の定めるところではなく、当該法令等の規定の趣旨目的に沿い、個別に判断するものとする。

(3) 個々の事務事業の実施に当たって情報を提供する必要がある場合

この条例による公文書の公開は、権利としての公開請求について具体的な手続等を定めたものであり、個別の事務事業の遂行上従来から行っている情報の提供を直接規律するものではない。したがって、条例の規定について、情報提供する際の参考とすることはともかく、情報提供を禁止又は制限する根拠とするような解釈は適当でない。

個々の事務事業の実施に当たっての情報の提供の要否については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条に規定する守秘義務の範囲で、当該事務事業の趣旨目的に即し個別に判断されるべきものである。

なお、県民の情報ニーズに対応するため、この条例では、情報提供に関する施策の拡充について実施機関の努力義務を定めている。（第25条参照）

第8条第1号 個人に関する情報

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が公安委員会規則で定める職の職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

【趣旨】

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 プライバシーとの関係

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、現在具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用したものである。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報を類型化し、列記したものである。

2 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員たる個人の活動に関する情報など幅広い情報がこれに含まれる。

また、個人には、生存する個人のほか死亡した個人も含まれる。

3 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

個人に関する情報であっても、例えば個人商店の取引先等の情報は、法人等に関する情報と同様の要件により非公開事項の該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外している。ただ、これらの情報の中には個人情報に該当すると思われるものもあるので、本号から除外すべきものとしては、純粹に企業の事業情報と同視できるものに限られる。

4 「氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

この意味する範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

個人が識別される代表的な情報は氏名、生年月日であるが、これ以外にも例えば、住所、電話番号、役職名等多くのものがあると思われる。氏名以外の記述で、単独では必ずしも特定個人が識別されるとはいえないものであっても、他の情報が組み合わせられることにより特定個人が識別され得ることとなる場合があることに留意する必要がある。

この場合の「他の情報」としては、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれる。

この判断に際しては、第3条後段に規定するこの条例の解釈運用指針（通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない。）を十分ふまえ、当該個人情報の性質や内容等に応じて個別に適切に判断するものとする。

なお、「文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」の部分には、「その他の記述等」の内容を明確にするものであり、電子情報のほか再生機器を用いなければ知覚し得ない録画テープや録音テープ、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も含み、また、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も含まれる。個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項第1号と異なり、個人識別符号についても「その他の記述等」に含まれる。個人識別符号については、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号と同義である。

5 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利

利益を害するおそれがあるもの」

公文書の中には、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、特定の個人を識別することはできないが個人の人格に密接に関連したり、公にすることにより個人の正当な利益を害するおそれのあるものがあることから、これらの情報も補充的に非公開情報として規定したものである。

6 本号の個人情報から除かれるもの

(1) 「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(本号イ)

ア 「法令若しくは他の条例の規定により」とは、法令(法律、政令、省令その他の国の行政機関の命令等をいう。)又は他の条例の規定であって、何人に対しても公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由等によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は「公にされている情報」には該当しない。

イ 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、次のようなものがあげられる。

① 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人が了承し、又は公表を前提として提供したもの

② 当該個人が作成した情報であって、既に公表されているもの

③ 公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表しているもの

④ 法令等の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であって、公益上の必要性により、従来から請求に応じて公開がなされているもの

(2) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(本号ロ)

この規定は、個人情報に該当していても、人の生命、健康等の保護の必要性から当該情報を公開する必要性のある場合について定めたものである。

公開することの利益とそれによって害される個人の権利利益との比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また人の生命、健康等の保護の必要性の程度にも差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、この規定により公開しようとする場合には、決定前に当該個人に意見照会することが義務づけられている。(第16条第2項参照)

(3) 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」(本号ハ)

旧条例では、公務員の職務に関する情報についての明文規定は設けていなかったが、「事務事業の執行上又は行政の責務として、住民からの請求があれば公開することが予定されているもの」と解釈し、これらの情報については、個人識別情報の原則非公開規定の例外として取り扱ってきたところである。

本号ハの規定は、これを明文化したものであり、どのような地位にある(「職」)、誰(「氏名」)が、どのように職務を遂行しているか(「職務遂行の内容」)については、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるにしても、個人に関する情報としては非公開とはしないとする趣旨である。

ア 「当該個人が公務員等である場合において」

「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

イ 「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。しかし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号、健康状態などの個人の属性に関する情報や勤務成績、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号への対象となる情報には当たらない。

ウ 「（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合）」

公務員等の氏名を公開することにより、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合や別の規程等において氏名を公開しないこととされている場合（職員の懲戒処分に関する公表基準等）などが考えられるが、この場合において、個々の事案における「氏名を公開することの公益性」と「それによって不当に害されるおそれのある当該公務員等の権利利益」を比較検討し、公開・非公開の判断をすべきものである。

エ 「（公安委員会規則で定める職の職員）」

警察職員については、その職務の特殊性により、公開することにより当該職員又はその家族などに不利益を与えたり、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、公安委員会規則で定める職の職員についてはその氏名を公開しないものである。

7 本人からの公開請求

この条例による公文書公開制度は、請求権さえあれば請求者の属性を問うことなく、また請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開・非公開の判断に際しても、これらの個別的事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。

したがって、本人が自己の情報に関して公開請求を行った場合においても、個人が識別されるものであれば、本人以外の者から請求があった場合と同様に、原則非公開の取扱いとなる。

なお、このことは、事務事業の必要性により従来から実施機関の判断で行っている情報提供（個別的な必要性に応じ当該個人に関する情報を本人に提供すること）を禁止しようとするものではない。

また、実施機関が保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報については、個人情報保護法（議会にあっては、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年徳島県条例第56号）に基づき開示請求を行うことができる。

第8条第1号 個人に関する情報

(1)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

【趣旨】

本号は、個人情報保護を徹底するため、行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「行政機関等匿名加工情報」

「行政機関等匿名加工情報」とは、次のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書きに規定する情報を含む。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報を意味する。

(1) 個人情報保護法第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。

ア 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

イ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。

- (3) 行政機関等の事務及び事業の適性かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報保護法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 2 「行政機関等匿名加工情報ファイル」
「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) ①に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの
- 3 「個人情報ファイル」
「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) ①に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

第8条第2号 法人等に関する情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「法人その他の団体」

「法人」とは、営利を目的とする株式会社等の営利法人のほか、民法の規定による公益法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利法人等をいい、「その他の団体」とは、法人格は有しないが団体としての規約及び代表者の定めのあるものをいう。

2 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業、医業等）を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業用資産、事業所得など事業に関する一切の情報（ただし個人情報と認められるものを除く。）をいう。

3 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断することとするが、その例としては次のようなものが考えられる。

(1) 権利利益を害するおそれがあると認められるもの（例）

ア 生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの

イ 経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるもの

ウ 宗教法人の活動状況のうち信教の自由に関わる情報など、公開することにより事業者の社会的活動の自由又は社会的評価を害するおそれのあるもの

(2) 権利利益を害するおそれがあるとは認められないもの（例）

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報

イ 事業者自身が自ら公表し、又は公表されることを前提としている情報

ウ 情報が加工され、個別の事業者が識別できなくなっているもの

4 ただし書

本号のただし書は、第1号ロと同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

なお、この規定により公開しようとする場合には、決定前に当該法人等又は事業を営む個人に意見照会することが義務づけられている。（第16条第2項参照）

第8条第3号 審議、検討又は協議に関する情報

(3) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定がなされるようにする観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間」

「県の機関」とは、知事をはじめとする執行機関（附属機関も含む。）、議会など県のすべての機関を指し、「国の機関」「他の地方公共団体の機関」についても同様である。これらに加え、独立行政法人等、地方独立行政法人及び公社について、それぞれの機関等の内部又は他の機関等との相互間という意味である。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」

県の機関等における意思決定は、協議や打合せを積み重ねた上でなされるのが通常であり、その過程においては、例えば原案作成前のフリートーキングに近い形のものから一定の責任者の段階での意思統一のための打合せ、有識者等外部を交えた審議、検討などさまざまな形のもものが想定されるが、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益とするものである。
- 4 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実確認が不十分な情報など、そのまま公開したのでは県民の誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせることとなるような場合をいう。これは、行政の適正な意思決定そのものを保護しようとするものではなく、情報が公開されることによって県民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」

統一的に公にする必要のある情報について、公表前の検討段階で一部の者がその情報を入手した場合のように、当該情報の入手により不当に利益を得たり、その結果特定の者が不利益を被るおそれのある場合を想定したもので、事務事業の公正な遂行と県民への不当な影響の防止を保護法益としている。

6 「不当に」

審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らし、検討段階の情報を公にすることによる利益と支障とを比較衡量し、公開による公益性を考慮してもなお、その支障が見過ごし得ない程度であることをいう。

7 意思決定後の取扱い等

行政としての意思決定が終了した後は、一般的には、検討に係る情報を公開しても当該意思決定そのものに影響が及ぶことはないと考えられるが、本号の該当性の判断に当たっては、次のような要素も考慮しなければならないケースがあることに注意する必要がある。

- (1) 当該意思決定が重層的、連続的な一連の意思決定の一部であるような場合、全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」にあつては、当該意思決定がなされた後でも、その過程を公にすることにより、今後予定される同種の意思決定の中立性や率直な意見交換が阻害されるおそれがあるかどうか
- (3) 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」及び「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」にあつては、当該意思決定が終了しているかどうかにかかわらず、請求があつた時点において、当該意思決定に係る情報を公にすることによりこれらの事態が惹き起こされるおそれがあるかどうか

なお、専門的検討を経た客観的・科学的データ等が審議、検討に付されたような場合、当該審議、検討そのものは本号に該当する場合であっても、必ずしも当該データを含め全体として本号に該当するとはいえないケースもあることに留意する必要がある。

第8条第4号 事務又は事業の遂行に関する情報

(4) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的な支障を例示として列挙したものである。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、これ以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象になる。

1 「当該事務又は事業の性質上」

当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

2 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断について実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であ

る。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

3 「監査、検査、取締り又は試験」

これらの事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価・判断を加えて一定の決定を伴うことがある事務である。

指導監査、立入調査、各種の取締り、試験の実施等のほか各種の監視、巡視等の事務が含まれる

4 「契約、交渉又は争訟」

これらの事務は、いずれも利害関係の異なる相手方の存在を前提とし、相手方との関係において所期の結果を得ようとする事務である。

なお、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が当事者となるものに限られる。

5 「調査研究」

「調査研究」とは、工業技術センターや農林水産総合技術支援センター等の試験研究機関において行われる調査研究を意味している。それ以外の一般の行政事務に関し行われる調査研究については、それぞれの事務の適正遂行という観点から判断され、またその過程の情報については、第3号の「審議、検討又は協議に関する情報」の問題として判断されることとなる。

6 「人事管理」

「人事管理」とは、職員等の任免、懲戒、給与、研修その他職員等の身分や能力等の管理に関することをいう。

7 「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業」

県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の規定の適用を受ける企業等をいう。）、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方でその正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれのあるものを非公開とする趣旨である。

ただし、正当な利益の範囲の判断に際しては、その公的性格に照らし、私企業等と比べより強い公益上の観点からの判断が必要となる。

第8条第5号 犯罪の予防等に関する情報

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行は、公共の安全と秩序の維持の代表例であり、本号の対象を刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

したがって、テロ等の不法な侵害行為からの人の生命、身体等の保護に関する情報はこの規定の対象であるが、風俗営業等の許認可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備、交通規制等の、一般的に公にしても犯罪予防等に支障が生ずるおそれのないいわゆる行政警察に関する情報は、この規定の対象ではなく、第4号の「事務又は事業の執行に関する情報」の問題として判断されることとなる。

(1) 「犯罪の予防」

刑事犯、行政犯を問わず、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれのある情報の中には、犯罪を誘発するおそれのある情報も含まれる。

(2) 「犯罪の鎮圧」

犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

(3) 「犯罪の捜査」

捜査機関が犯人を発見し、身柄を確保し、また証拠を収集し、保全する活動をいう。

(4) 「公訴の維持」

公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う主張・立証、公判準備などの活動をいう。

(5) 「刑の執行」

刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定された死刑、拘禁刑、罰金等を執行することをいう。

これらのほか、保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報は、本

号に該当する。

- 2 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」
公共の安全と秩序の維持に関する情報については、その性質上、公にすることにより支障を及ぼすおそれがあるかどうかの認定に、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められる。したがって、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定することにより、本号該当性については、司法審査の場において、実施機関の第一次的判断が尊重され、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかについて審理・判断されるものであることを法文上で明らかにしたものである。
- 3 本号に該当する情報は、そのほとんどが捜査機関の作成・取得に係るものであると思われるが、捜査機関以外の実施機関が作成又は取得した文書でも、例えば捜査事項照会（回答）文書、火薬や毒物・劇物、麻薬・覚醒剤に係る文書等の中には本号に該当するものがあり得ることに注意する必要がある。

第8条第6号 非公開を条件とする任意提供情報

(6) 県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けて、公にしないとの条件で個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、任意の情報提供者との信頼関係を保護することによって県及び公社の情報収集能力を確保する観点から、非公開を条件とする任意提供情報であつて当該条件を付することが合理的であるものを非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

県並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の事務事業を円滑に執行するためには、その前提としてさまざまな情報を必要とするが、法令等により情報収集が担保されている場合は限られており、必要な情報の相当の部分が県民からの任意の情報提供によっている。これらの情報のうち公開しないことを条件として取得したものについては、条件に反して県及び公社が一方的に公にすれば、相手方との信頼関係を著しく損ない、ひいては県及び公社の将来の情報入手を困難にすることが予想される。したがって、このような情報が記録された公文書は非公開とするものである。

なお、国の情報公開法ではこれらの情報を「法人等の情報」の類型の一つとして規定しているが、この条例では情報提供者に個人を含め、独立した非公開項目としている。

1 「県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けて」

県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けずに提供された情報は、含まれない。しかし、相手方からの提供の申出に対し、県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社が行政上の必要性を認め、情報提供に伴う非公開の条件を合理的であるとして受諾した上で提供を受けたような場合には、含まれ得る。

2 「公にしないとの条件で」

県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の側から非公開条件を提示して提供を求める場合も、情報提供に際して相手方から非公開条件が提示される場合もあると思われるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

また、当該条件は明示のものに限られるわけではないが、情報提供を受ける際の運用としては、できる限り明示しておくことが望ましい。

3 「任意に提供されたもの」

法令等の根拠に基づいて提出されたものではなく、相手方の協力により提出されたものをいう。

4 「個人又は法人等における通例として」

相手方の個別具体的な事情ではなく、相手方の属する地域や業界等の状況に照らし、客観的にみて通常その取扱いがなされることをいう。

5 「当時の状況等」

当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じその後の変化も考慮する余地を残す趣旨である。非公開条件が付されている場合であっても、その後公にされたような場合や判断の時点において当該条件が意味を持たなくなった場合には、本号には当たらない。

6 非公開の条件が付されていても、その条件を付することが合理的であると認められない場合には本号に該当せず、当該情報が他の非公開情報にも該当しない場合には、公開されることとなる。

なお、この場合には、公開決定に先立ち、当該情報を提供した者に意見照会するよう努めなければならないとする努力義務が規定されている。（第16条第4項参照）

第8条第7号 法令等又は国の機関の指示等による非公開情報

(7) 法令等の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示等により、公にすることができないとされている情報

【趣旨】

本号は、実施機関に対する法的拘束力の観点から、法令等及び国の機関からの指示等により公にすることができないとされている情報を非公開情報として定めたものである。

【解釈・運用】

1 「法令等」

「法令等」とは、法令若しくは他の条例をいう（第8条第1号イ参照）。

「法令」とは、法律、政令、省令その他国の行政機関の命令等をいい、「条例」には当該条例の規定により委任を受けた規則も含まれる。

2 「法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示等」

国の機関から法律又はこれに基づく政令を根拠としてなされる指示その他これに類する行為であって、公にしてはならない旨が示されており、実施機関が従う義務のあるものをいう。

これに該当するものとしては、例えば、地方自治法第245条の7の規定による各大臣からの是正の指示などがある。

なお、「指示等」としたのは、本号の対象となる国の機関の行為が、地方自治法第245条第1号に規定する指示だけではないことを明らかにするためである。

3 法定受託事務に係る処理基準との関係

地方自治法上、各大臣は、所管する法定受託事務の処理について、都道府県が当該事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができると規定されている（地方自治法第245条の9）。

この処理基準は、法定受託事務の全国的な統一を図る必要から最小限度で定めることができるとされているが、それ自体には法的拘束力はないと解せられている。

したがって、処理基準で公にしてはならない旨が示されている場合、直ちに本号に該当するものとは解せられないが、当該処理基準の趣旨を十分検討しながら、他の号（審議、検討又は協議に関する情報、事務又は事業の執行に関する情報など）の該当性を含め慎重に判断する必要がある。

第9条 部分公開

(部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が含まれている場合における実施機関の部分公開義務等を定めるとともに、前条第1号に規定する「個人に関する情報」について、個人識別性のある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことのできる場合の部分公開義務等を定めたものである。

【解釈・運用】

1 公文書の一部に非公開情報が含まれている場合の部分公開（第1項）

(1) 「容易に区分して除くことができるとき」

公文書の中の公開部分と非公開部分との区分が困難な場合だけでなく、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、「容易に区分して除くことができるとき」には該当せず、実施機関の部分公開義務は生じないことを明らかにしたものである。

特に、電磁的記録を公開する場合には、区分して除くことの容易さが問題となる。録音テープや録画テープに記録された音声や映像のほか、コンピューター媒体の中にも公開部分と非公開部分との分離が既存のプログラムでは行えない場合があると考えられるが、このような場合は「容易に区分して除くことができるとき」には該当しない。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第8 公開の実施

3 公開の実施

ア 文書、図画又は写真

(1)～(2) 略

(3) 部分的に非公開情報が記録されている場合の処理

① 非公開部分とそれ以外の部分がページ単位で区分できるときは、非公

開部分に係るページを除くことで対応する。

- ② 非公開部分とそれ以外の部分が同一ページに記録されているときは、非公開部分を黒いカバーテープ等で覆って写しを作成するか、いったんそのまま複写した上で非公開部分を塗りつぶし、それをさらに複写することによって写しを作成する。

イ ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録

(1) 略

(2) 部分的に非公開情報が記録されている場合の処理

この媒体で非公開部分とそれ以外の部分が記録されている場合、非公開部分を区分して除くことは技術的に困難であると思われるため、部分公開はできないと考えられる。

ウ 映像又は音声を記録したものの以外の電磁的記録

(1)～(2) 略

(3) 部分的に非公開情報が記録されている場合の処理

この媒体で非公開部分とそれ以外の部分が記録されている場合、用紙に出力したものについて、前記ア(3)に掲げる方法により非公開部分を除いたものを作成し、これを閲覧に供し、又は交付するものとする。ただし、現有の機器及びプログラムで容易に非公開部分を区分して除くことができる場合は、当該機器を用いて複写したものを交付することができる。

(2) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」

非公開情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている内容が、公開しても意味がないと客観的に認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が無意味な文字や数字の羅列となる場合、単に様式だけとなる場合等である。

なお、残りの部分に記載された情報が有意なものであるかどうかの判断は、請求者の主観的意図との関係によって判断すべきものではなく、社会的常識に照らし客観的に決めるべきものとしている。

2 個人識別情報が記録されている場合の部分公開（第2項）

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（住所、氏名等）とその他の部分（当該個人意思表示、行動記録等）から成り立っているが、第8条第1号の規定により、その全体が一つの非公開情報として取り扱われるものである（同号ただし書に該当する場合を除く。）。

ただ、これらの情報のなかには、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を公開しても個人の権利利益の観点から支障が生じないものもあるので、このような場合には部分公開ができるよう、個人識別情報についての特例を設けたものである。

個人を識別させる部分を除外することにより誰に関する情報かがわからなくなれば、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなると考えられるが、カルテや作文など個人の人格に密接に関連する情報や個人の未公表の論文などのように、氏名等を削除しても公開することによって個人の権利利益が害される場合があり、この判断に際しては、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならない（第3条後段参照）。

第10条 公益上の理由による裁量的公開

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報（第8条第1号の2及び第7号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認めるときは、その裁量により公開できることを定めたものである。

【解釈・運用】

この条例に規定する非公開情報は、それぞれ公開による利益と不利益とを衡量した上で公開することができないものとして規定されており、実施機関が恣意的な判断で公開することは許されないと解される。

ただ、非公開情報に該当する情報であっても、非常に特殊な場合においては、公開することの利益が非公開とすることによる利益に優越すると認められる場合があり得るので、このような場合には実施機関の高度な行政的判断により公開することができるとするものである。

1 「公益上特に必要があると認めるとき」

第8条各号の非公開情報の規定には、その判断に際して、当該規定により保護する利益と公開することの公益性との比較衡量が求められるものがある（第1号ロ、第2号ただし書、第3号の「不当に」の解釈、第4号の「適正な執行」の解釈など）。

本条では、これら各号の枠組みでの比較衡量では非公開情報に該当すると判断される場合を前提としており、その枠組みを超えた高次の判断で公開が可能となる旨を規定したものである。

しかしながら、その認定において、個別の請求者の属性や請求に至った事情、当該情報の利用目的などこの制度で問うことをしてはならない要素を加味することは許されないと解される。

2 「当該公文書を公開することができる。」

公開することの公益性の認定について、実施機関の裁量を認める趣旨である。

なお、行政の裁量による一般的な情報提供は行政サービスにとどまるのに対し、本条に基づく裁量による公開決定は行政処分としての性格を有し、第三者等からの審査請求や行政訴訟の対象となる。

また、第三者に関する情報を本条によって公開しようとする場合には、公開決定に先立ち、当該第三者に意見照会することが義務づけられている。（第16条第2項参照）

3 「行政機関等匿名加工情報に関する非公開情報」の除外

第8条第1号の2に規定する行政機関等匿名加工情報に関する非公開情報を裁量的に開示することは、行政機関等匿名加工情報の制度の趣旨に反するため、禁止している。

4 「法令等又は国の機関の指示等による非公開情報」の除外

第8条第7号に規定する法令等又は国の機関の指示等による非公開情報については、実施機関の裁量の余地のないものであることから、本条の対象とはしていない。

第11条 公文書の存否に関する情報

(公文書の存否に関する情報)

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、公開請求の拒否処分の一態様として、請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることによって非公開情報として保護すべき利益が害される場合、公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

【解釈・運用】

実施機関は、公開請求があったときは、当該請求が第7条各号に該当するときを除き、対象公文書を特定した上で、当該公文書に記録された情報が第8条各号に規定された非公開情報に該当しない限り、公開決定を行わなければならない。

しかしながら、例外的に、記録された情報内容のほかに文書の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって各非公開情報の保護法益を侵害することになる場合が想定される。本条は、このような場合に対応するため、実施機関に公文書の存否について回答を拒否できることとするものである。

1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」

公開請求に対し、「当該公文書は存在するが非公開とする」又は「当該公文書は存在しない」と回答するだけで各非公開情報の保護法益を侵害することになる場合をいう。

本条の対象となるような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求は、第8条各号の非公開情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体例としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 特定個人の病歴に関する情報
- (2) 特定企業の特殊な技術を用いた設備投資計画
- (3) 犯罪の内偵捜査に関する情報
- (4) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定

2 「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」

第7条の規定による請求拒否処分と同様、本条による請求拒否も行政処分と位置づけられ、請求を拒否する理由や審査請求の際の教示の記載が必要となるが、理由については、当該公文書の存否を明らかにすることによりどの非公開情報を明らかにすることになるのか、請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要である。

また、文書が存在していなければ不存在とし、存在しておれば存否応答拒否とするような取扱いは、請求者に文書の存否を類推させてしまうので、本条に該当する情報については、常に存否を明らかにしないで請求を拒否することが必要である。

第12条 公開請求に対する決定等

(公開請求に対する決定等)

第12条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第7条又は前条の規定により公開請求を拒否するときは、公開請求を拒否する旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する処分の類型に応じ、実施機関の応答の形態及びその義務を定めたものである。

徳島県情報公開条例に基づく公文書公開請求は、徳島県行政手続条例第2条第1項第5号に規定する申請に該当し、部分公開決定、非公開決定及び公開請求拒否決定の通知を行う際には、行政手続条例第8条に基づく理由の提示並びに行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づく教示を書面により行うことが必要である。

このうち、理由の提示については、根拠条項を示すだけのものや、抽象的、一般的なものでは不十分であり、申請者において拒否の理由を明確に認識し得る程度に示すことが必要である。

【解釈・運用】

実施機関は、公開請求があった場合は、本条に規定する決定のいずれかをしなければならない。

1 公文書の全部又は一部を公開する旨の決定（第1項）

(1) 公開決定

公文書の全部を公開する旨の決定である。

(2) 部分公開決定

第9条の規定により公文書の一部を非公開とし、残りの部分を公開する旨の決定である。この場合、公開しない部分については、上記のとおり、非公開とする理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

非公開とする理由については、根拠規定に加え、少なくとも公文書中のどのような情報をどのような理由で非公開としたのかを具体的に記載をする必要があり、例えば、条例第8条第1号に該当する情報を非公開とする場合、非公開とする部分及び理由について、それぞれ「個人の氏名及び住所」「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるた

め」などの記載が考えられる。

また、条例第8条第2号に該当する情報を非公開とする場合には、非公開とする部分及び理由について、それぞれ「法人代表者の印影」「法人の内部管理に関する情報」であって、公にすることにより、当該法人の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため」などの記載が考えられる。

(3) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第1項】

条例第12条第1項の規定による通知は、公文書の全部を公開するときは公文書公開決定通知書（様式第2号）により、公文書の一部を公開するときは公文書部分公開決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 公文書の全部を公開しない旨の決定（第2項）

(1) 非公開決定

公文書の全部を非公開とする旨の決定である。

公開請求の対象となった公文書が存在することを前提とし、当該公文書に記録された情報が第8条各号に規定する非公開情報に該当するとともに、第9条に規定する部分公開ができない場合に限られる。

この場合、部分公開決定の場合と同様、非公開とする理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

(2) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第2項】

条例第12条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 公開請求を拒否する旨の決定（第3項）

(1) 公開請求拒否決定

公開請求の対象となった公文書に記載された情報の公開・非公開を判断する前の段階において、請求自体を拒否する旨の決定である。

本条第1項及び第2項の決定とは異なり、公開請求の対象となった公文書に記載された情報内容に着目するのではなく、請求自体の在り方や対象文書の存否（第7条による請求拒否）又は請求に応答することの是非（第11条による請求拒否）に着目して行われるものである。

部分公開決定の場合と同様、請求を拒否する理由並びに審査請求及び取消訴訟の教示の記載が必要となる。

公開請求を拒否する理由について、例えば、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合には、「当該公文書の存否を答えること自体が〇〇の有無を明らかにすることになり、徳島県情報公開条例第8条第〇号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない。」などの理由を記載することになる。

また、開示請求に係る公文書が不存在のときに請求拒否の決定を行う場合には、「当該公文書は～（文書の性質・不存在の事情等を記載）のため、実施機関では作成及び取得しておらず、保有していない」「当該公文書は、平成〇〇年度に作成された〇年保存の公文書であるため、平成〇〇年に廃棄済みであり、現在は保有していない」などの理由を記載することになる。

また、権利の濫用により請求を拒否する場合には、「当該公開請求は～（請求の態

様、請求に応じた場合の実施機関の業務への支障、県民一般の被る不利益等のほか、権利濫用運用基準別紙に示す3つの類型及びそれぞれの請求事例に該当する場合はその旨を丁寧に記載) のため、権利の濫用に該当し、不適法であって、その不備を補正することができない。」などの理由を記載することとなる。

(2) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第5条第3項】

条例第12条第3項の規定による通知は、公文書公開請求拒否決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

第13条 公開決定等の期限

(公開決定等の期限)

第13条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求を受けて実施機関が公開決定等を行うべき原則的期限及び延長可能な期間を定めたものである。

【解釈・運用】

1 公開決定等を行うべき原則的期限（第1項）

(1) 「公開請求があった日から起算して15日以内」

「公開請求があった日」とは、公開請求書が実施機関の窓口に到達し、了知可能な状態に置かれた日をいう。

本項による期限は実施機関が決定を行うべき期限であり、公開請求者に対する通知の到達日が当該期間内であることまでを要求しているものではないが、実施機関は、決定を行ったときは速やかに第12条各項に規定する通知を行うものとする。

(2) 期間満了の時期

期間の末日の終了した時点であるが、期間の末日が県の休日に当たるときは、民法（明治29年法律第89号）第142条の規定が適用され、その翌日が期間の満了日とされる。

2 延長可能な期間（第2項）

(1) 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」

実施機関が誠実に努力しても第1項の期間内に公開・非公開等の決定をすることができないと認められる事情をいい、次のような場合が考えられる。

ア 一度に多くの種類又は量の請求があり、対象となる公文書の特定及び検索に日時を要するとき

イ 公文書の内容が複雑多岐にわたり、公開・非公開等の判断が困難であるとき

ウ 公文書に第三者に関する情報が記録されており、当該第三者の意見を聴取するため相当の日数が必要とされるとき

エ 天災等の発生、緊急を要する業務処理など、その処理のため担当課の通常の業務を超えた事務の負担が生じているとき

オ 年末年始又は祝日等が重なり執務ができないとき

(2) 「同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」

「同項に規定する期間」とは、実施機関が公開決定等を行うべき原則的期限である15日を指すものであり、本項が適用される場合には、最大で、公開請求があった日から起算して60日以内に処理すればよいことになる。

なお、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(3) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第6条】

条例第13条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

第14条 公開決定等の期限の特例

(公開決定等の期限の特例)

第14条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書が著しく大量である場合について、公開決定等の期限の特例を定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」
公開請求に対し、第13条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、その期間内に処理しようとする、請求を受けた組織の事務の遂行に通常生じる支障の程度を越えた業務上看過できない支障が生じるおそれのある場合を意味する。
「公開請求に係る公文書が著しく大量」であるかどうかは、1件の公開請求に係る公文書の物理的な量と公開・非公開等の検討に要する業務量だけによるわけではない。事務処理を担当する実施機関の事務処理体制、他の公開請求の集中状況、所掌業務の繁忙の状況などもふまえて判断されるものである。
- 2 「公開請求に係る公文書のうちの相当の部分」
実施機関が通常60日以内に処理することができる分量を意味する。著しく大量な公文書の請求であっても、実施機関は、当該請求が権利濫用に該当する場合を除き誠実に対応しなければならない、60日以内に処理できる量については当該期間内に公開決定等を行わなければならない。
- 3 「残りの公文書については、相当の期間に公開決定等をすれば足りる。」
実施機関は、対象となった大量の公文書について、ある程度のまとまりごとに、早く審査の終了したものから順に公開決定等を行うことが望ましい。
「相当の期間」とは、当該残りの公文書を処理するのに要する合理的な期間をいい、個別の事案に応じて、請求を受けた組織の通常業務の遂行に著しい支障を及ぼさない限度で必要な期間を設定するものとする。
- 4 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第7条】

条例第14条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

5 事務の流れ

本条を適用する場合の事務の流れは次のとおりである。

- ① 公開請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知する。
- ② 公開請求のあった日から起算して60日以内に、相当の部分について公開決定等を行い、その旨を通知する。
- ③ ②の通知において指定した日時に公開を実施する（②の決定が公開決定又は部分公開決定である場合に限る。）。
- ④ 相当の期間（①の通知においてその期限を示す。）内に、残りの部分について公開決定等を行い、その旨を通知する。
- ⑤ ④の通知において指定した日時に公開を実施する（④の決定が公開決定又は部分公開決定である場合に限る。）。

第15条 事案の移送

(事案の移送)

第15条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第12条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に対する条例上の判断を他の実施機関に委ねることに正当な理由があるときは事案を他の実施機関に移送することができることとし、その場合の要件及び手続等を定めたものである。

【解釈・運用】

1 移送の協議（第1項）

(1) 「他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由」

本項で例示された「公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき」のほか、次のような場合が考えられる。

ア 公開請求に係る公文書に記録されている情報の主要な部分が他の実施機関の所掌する事務に関するものである場合

イ 公開請求に係る公文書を現に保有しているが、当該事務の本来的事務処理権限が他の実施機関にある場合（地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行に係る事務など）

ウ 公開請求に係る公文書に公安委員会及び警察本部長に関する情報が記録されている場合

公安委員会及び警察本部長に関する情報については、職務の特殊性から公安委員会規則で定める職の職員の氏名を非公開としていること（条例第8条第1号ハ）や、犯罪の予防等に関する情報を非公開としていること（条例第8条第5号）などから、これら非公開情報に該当する可能性があるため。

なお、事案の移送は、公開請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を現に保有しているということを前提としている制度なので、当該公文書を保有していない場合には、事案の移送という問題にならない点に留意する必要がある。

(2) 「他の実施機関と協議の上」

単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合にのみ移送できるとする趣旨である。従って、協議が整わない場合には、公開請求を受けた実施機関が公開決定等を行わなければならない。

(3) 「書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第8条】

条例第15条第1項の規定による通知は、公文書公開請求事案移送通知書（様式第8号）により行うものとする。

2 移送の効果（第2項）

(1) 移送を受けた実施機関の公開決定等の義務

移送の効果として、移送を受けた実施機関が第12条に規定する公開請求に対する決定等を行わなければならないことを明確にしたものである。

(2) 移送前の行為の効力の継続

事案の移送を行った結果、公開請求を受けた実施機関と実際に事務処理を行う実施機関が異なることとなるが、本項の規定により、公開請求を受けた実施機関が移送前にした行為は、すべて移送を受けた実施機関に引き継がれることとなる。

したがって、公開決定等の期限は、事案の移送に左右されることなく、請求があった日から起算される。

また、事案の移送がなされた段階で、請求を受けた実施機関は当該事案の当事者たる地位を失い、以後はすべて移送を受けた実施機関が当事者となる（審査請求における処分庁、抗告訴訟における被告等）。

3 公開の実施（第3項）

公開の実施は、事案の移送を受けた実施機関の責任において行われるが、事案の移送は、公開請求に係る公文書そのものを当然に移送先に移すことまでを意味するものではない。したがって、事案を移送した実施機関は移送先の実施機関に対し、当該公文書の写しの提供や原本の貸与など、円滑に公開の実施ができるよう必要な協力をしなければならないこととしたものである。

第16条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第1号ロ又は第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第10条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社の要請を受けて公にしないとの条件で第三者から任意に提供された情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第6号に掲げる情報に該当しないと認めるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるよう努めなければならない。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合において公開決定をするときについて準用する。

【趣旨】

本条は、実施機関が公開請求を処理するに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図る観点から、そのために必要な手続として、当該第三者に対する意見書提出の機会の付与、反対意見書の提出があった場合の手続について定めたものである。

【解釈・運用】

本条の規定による第三者への意見聴取手続には、次の3つの類型がある。

- ① 実施機関の裁量による意見聴取

対象公文書に記録された第三者に関する情報に関し、公開・非公開の判断の適正を期すため、実施機関の裁量により当該第三者から意見を聴取するものである。

② 実施機関の義務としての意見聴取

対象公文書に記録された第三者に関する情報に関し、公益との衡量により公開しようとする場合に、適正手続の観点から、実施機関の義務として当該第三者から意見を聴取するものである。

③ 実施機関の努力義務としての意見聴取

対象公文書に記録された非公開を条件とした任意提供情報に関し、当該非公開条件が合理的でないと判断してこれを公開しようとする場合に、適正手続の観点から、実施機関の努力義務として情報提供者たる第三者から意見を聴取するものである。

1 実施機関の裁量による意見聴取（第1項）

(1) 「公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知」

意見照会に係る事項の詳細は実施機関の定めるところによるが、どのような場合においても、公開請求者が特定され得るような情報は第三者に伝えてはならない。

【徳島県情報公開条例施行規則 第9条第1項】

条例第16条第1項の規定により知事が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(2) 「意見書を提出する機会を与えることができる。」

意見書にどのような内容を記載するかは第三者の判断に委ねられているが、単に公開に対する賛成・反対を記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しい。特に、公開に反対の場合には、その理由（公開することによる支障の内容）をできる限り具体的に記載してもらうような運用が必要である。

また、当該意見書は、第三者に関する情報について、実施機関が非公開情報該当性を判断する際の参考とするものであり、第三者に公開・非公開の判断の同意権を付与する趣旨ではない。

【徳島県情報公開条例施行規則 第9条第3項】

条例第16条第1項、第2項及び第4項に規定する意見書は、様式第10号によるものとする。

2 実施機関の義務としての意見聴取（第2項）

(1) 義務として意見聴取を行わなければならない場合

第三者に関する情報を公開しようとする場合であって、次の3つの場合のいずれかに該当する場合である。

- ア 個人に関する情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、公開することが必要と認められるもの（第8条第1号ロ）
- イ 法人等に関する情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、公開することが必要と認められるもの（第8条第2号ただし書）
- ウ 当該情報が非公開情報に該当するものではあるが、これを公開することに特に公益上の必要性があると認められるもの（第10条）

(2) 「公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知」

【徳島県情報公開条例施行規則 第9条第2項】

条例第16条第2項及び第4項の規定による通知は、公文書の公開に関する意見照会書（様式第9号）により行うものとする。

- (3) 「ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。」

実施機関が第三者の所在について合理的努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合であり、例えば、実施機関に届けられている住所や法人の登記簿記載の所在地に郵送しても到達しない場合などが該当する。

なお、第三者が死亡している場合や解散している場合も該当する。

3 反対意見書の提出があった場合の手続（第3項）

本項は、反対意見書を提出した第三者が、実施機関の行う公開決定について行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するための規定である。

- (1) 「公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」

意見書において公開に反対する旨の意思が明らかに認められる場合をいう。

- (2) 「公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。」

第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、公開を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法では執行不停止の原則がとられているので、公開決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に公開決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法25条、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第25条）をする必要がある。

- (3) 「書面により通知」

本項による通知は、反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨であるので、実施機関は、公開決定をしたときには直ちに当該第三者に通知するものとする。

【徳島県情報公開条例施行規則 第9条第4項】

条例第16条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、第三者情報に係る公文書公開決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

4 実施機関の努力義務としての意見聴取（第4項）

本項は、非公開を条件とした任意提供情報に関し、当該非公開条件が合理的でないとしてこれを公開しようとする場合、実施機関の判断により合意が破棄される情報提供者に対し、意見書の提出の機会を付与するものである。

第2項各号に掲げる情報は、本来、当該第三者の権利利益だけからみれば非公開情報として保護されるべきものであるにもかかわらず、公益との関係で公開されるものであるため、意見聴取を実施機関の義務としたが、本項の場合は、公開による情報提供者の権利利益の侵害の有無とは別に、情報提供時の非公開条件を県並びに県が設立した地方独立行政法人及び公社は破らないだろうという情報提供者の期待・信頼について配慮するものであるため、意見聴取を努力義務にとどめたものである。

- (1) 「公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知」

前記2の(2)を参照。

- (2) 非公開を条件として任意に提供される情報は、当該情報提供者自身に係る情報であることが多いと思われるが、それが他の第三者に係る情報である場合には、本項の規

定による意見照会に加えて、当該第三者に対して意見照会をする必要性も検討されなければならない。

(3) 反対意見書の提出があった場合の手続

本項の規定による意見照会に対し反対意見書の提出があった場合は、第3項の規定が準用される。(第5項)

第17条 公開の実施

(公開の実施)

第17条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開は、文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、公文書を公開することにより当該公文書を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき、第9条の規定により公文書の一部を公開するときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しにより公開を行うことができる。

【趣旨】

本条は、公開決定に係る公文書の公開について、その実施の方法を定めたものである。

【解釈・運用】

1 公開の実施

【徳島県情報公開条例施行規則 第10条】

公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書をていねいに取り扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 公文書の写し（電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。）の交付は、請求1件につき1部とする。

2 公文書の公開の方法

(1) 文書、図画及び写真

閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録

「その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法」

【徳島県情報公開条例施行規則 第11条】

条例第17条第2項の規定により知事が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の公開の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

3 「その他相当の理由があるとき」

公開することにより当該公文書を汚損又は破損するおそれがあるとき、第9条の規定

により部分公開を行うときのほか、原本を提示しないことに正当な理由のある場合をい
い、次のような場合が考えられる。

- (1) 原本を日常業務で使用する必要があり、閲覧等に供すると当該業務に支障が生ずる
とき
- (2) 歴史的、文化的価値がある公文書などで、特に慎重な取扱いを要するとき

第18条 他の制度との調整

(他の制度との調整)

第18条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、法令等により公文書の公開が制度化されている場合の本制度との調整措置を定めたものである。

【解釈・運用】

1 「何人にも」

本条の調整措置の対象となる法令等の規定は、公文書が何人にも公開するとされているものに限るものである。

公開を受けられる者が利害関係者など特定の者に限られている場合は、この条例による公文書公開制度が並行的に適用されることとなり、どちらの制度を利用するかは請求者の任意となる。この条例による公文書公開制度により公開請求がなされた場合は、当該法律による規定の趣旨を考慮しつつ、当該公文書に記録されている情報が第8条各号に該当するか否かを個別に判断するものとする。

2 「前条第2項に規定する方法と同一の方法」

文書、図画及び写真については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については実施機関が定める方法（施行規則第11条参照）と同一である場合に限って、当該同一の方法による公開を行わないとする趣旨である。

例えば、ある法律において何人にも閲覧による公開ができる旨規定されている場合、当該公文書について閲覧による公開を求められたとしても、当該法律が優先されこの条例による公開は行われませんが、写しの交付を求められた場合は、この条例の手続によることとなる。

3 「当該法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるとき」

法令等の規定において、何人にも公文書の公開をすることとされているものの、一定の場合には公開をしない旨の定めがある場合には、本条の規定による調整措置の対象とはならない。

一定の場合には公開をしない旨の定め例

- (1) ……正当な理由がなければこれを拒むことはできない
- (2) ……おそれがあるときは、閲覧を拒むことができる

4 「法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして」

「縦覧」とは、個々人に文書の内容が明らかにわかるように示し、見せるものであり、閲覧と同視できる公開の形態であることから、第17条第2項に規定する閲覧とみなすこととしたものである。

第19条 費用負担

(費用負担)

第19条 公開請求に係る公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書の写しの交付に要する費用について、請求者の負担とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

情報公開法では、写しの交付に要する費用にとどまらず、閲覧も含めた手数料として、請求時と公開実施時の2段階で徴収することとしているが、この条例では、情報公開制度が広く県民の利益につながるものであるとの考え方から手数料規定は置かず、写しの交付に要する費用に限って実費を徴収することとしている。

1 「公文書の写しの交付」

文書、図画及び写真については、原則として乾式複写機によりコピーした物を交付し、電磁的記録については、当該情報を出力した紙又はそれぞれの媒体に複写した物を交付するものとする。これによりがたい場合は、あらかじめ請求者の了解を得た上で、業者に委託する等の方法により写しを交付することができる。

2 「当該写しの交付に要する費用」

写しの交付に要する費用の額は、別途実施機関が定めるところによる。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第8 公開の実施

4 費用の徴収方法

ア 費用の額及び徴収方法

公文書の写しの交付に要する費用の額は、次のとおりとする。

費用の徴収は、写しの交付と引き換えにその都度現金で徴収する。

なお、請求者が県外在住者等であり、郵送により写しの交付をする必要がある場合には、納入通知書、現金書留、郵便為替証書のいずれかにより費用を徴収することができるものとする。

公文書の区分	費用の区分	金額	備考
文書、図画及び写真	写しの交付に要する費用	単色刷の場合 写し1枚につき10円	1 日本産業規格（以下「JIS」という。）A3以下の大きさのものに限る。
		多色刷の場合 写し1枚につき50円	2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。

		業者委託等により作成した場合は、その委託等に要する費用	当該委託等に要した額	
電磁的記録	ビデオテープ	ビデオカセットテープに複写したものの交付に要する費用	1巻につき150円	ビデオカセットテープは、JISC5581に適合する記録時間120分のものに限る。
	録音テープ	録音カセットテープに複写したものの交付に要する費用	1巻につき70円	録音カセットテープは、JISC5568に適合する記録時間120分又は90分のものに限る。
	フロッピーディスク	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付に要する費用	1枚につき30円	フレキシブルディスクカートリッジは、JISX6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。
	CD-R	光ディスクに複写したものの交付に要する費用	1枚につき50円	光ディスクは、JISX0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700MBのものに限る。
	上記以外の電磁的記録	用紙に出力したものの交付に要する費用	単色刷の場合	1枚につき10円
多色刷の場合			1枚につき50円	
		その他公開に際して特別の処理を要する場合における当該処理に要する費用	当該処理に要する費用	

イ 費用の徴収場所

費用の徴収場所は、次のとおりとする。

- (1) 万代庁舎で公開を実施するもの（県庁総合窓口）

- (2) 地方総合窓口で公開を実施するもの（地方総合窓口）
- (3) 出先機関で公開を実施するもの（当該出先機関）

ウ 費用の徴収事務

収入分任出納員は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号。以下「会計規則」という。）の定めるところにより、次の手続をとるものとする。

- (1) 現金を徴収したときは、会計規則第17条の規定により領収証書（会計規則様式第12号）を交付する。
- (2) 現金の払い込み手続は、会計規則第18条の規定により払込書（会計規則様式第14号）を作成し、指定金融機関に払い込む。
- (3) 会計規則第13条の規定により調定決議書（会計規則様式第8号）を作成し、歳入の調定を行う。
- (4) 費用徴収に係る歳入の歳入科目は、次のとおりとする。
 - （款）諸収入、（項）雑入、（目）雑入、（節）雑入

第20条 削除

本条においては、公開請求権をもたない者から公文書の公開を求められた場合に、実施機関はこれに応ずるよう努めなければならないとする努力義務を定めていたが、平成19年11月1日に「何人も公文書の公開を請求することができる」とする改正条例を施行したため、削除したものである。

第3章 審査請求等

第21条 県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求

(県が設立した地方独立行政法人又は公社に対する審査請求)

第21条 県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該県が設立した地方独立行政法人又は公社に対し、審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行った公開決定等が行政不服審査法の対象になることを確認的に定めたものである。

【解釈・運用】

この条例では、県が設立した地方独立行政法人及び公社を条例の実施機関とし、県が設立した地方独立行政法人及び公社が保有する情報の公開について、県が設立した地方独立行政法人及び公社を行政庁と位置付けている。従って、県が設立した地方独立行政法人又は公社が行う公開決定等は行政庁の処分であり、当該決定等について不服がある者は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができる。

第22条 審理員による審理手続についての特別の定め

(審理員による審理手続についての特別の定め)

第22条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書に規定する条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求がされた場合とする。

【趣旨】

本条は、情報公開制度に係る審査請求について、行政不服審査法の審理員による審理手続及び行政不服審査会への諮問の規定を適用しないことを定めたものである。

【解釈・運用】

- 1 「行政不服審査法第9条第1項」は、審理手続を行う職員（審理員という。）を指名する旨の規定であるが、同項ただし書において、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」には、審理員による審理手続の規定を適用しないことができる旨定められている。

また、審理員による審理手続の規定を適用しない場合には、同法第43条第1項の規定により、行政不服審査会への諮問の規定が適用されなくなる。

なお、審理員による審理手続及び行政不服審査会への諮問の制度は、平成26年の行政不服審査法の全部改正により、公正性の向上の観点から導入されたものである。

- 2 本条では、次の理由により、公正性を既に十分確保しているため、審理員により審理手続及び行政不服審査会への諮問の規定を適用しないこととした。

すなわち、①情報公開制度に係る審査請求がなされた場合、外部有識者で構成される審査会において、インカメラ審理やヴォーン・インデックス等により公正かつ実質的な調査審議を行っている（徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16号）第11条）。②審査会が出した答申は、条例解釈に係る中立の第三者機関による判断を示すものという側面から一般に公表し、その公正性及び透明性を確保している（同条例第15条）。③審査会からの答申を受けた審査庁は、答申を最大限尊重して審査請求に対する裁決を行っている。

なお、審理員による審理手続の規定を適用しない場合、行政不服審査法第9条第3項の規定により、審査庁が実施することとなる審理手続を適用することとなる。

- 3 「公開請求に係る不作為について審査請求」も審査会の諮問の対象とする。

なお、不作為に係る審査請求をすることができる時期については、行政不服審査法第3条の「相当の期間」経過後であるが、その「相当の期間」とは、社会通念上、当該申請に基づく処分をなすのに通常必要とする期間であると解されている。条例第13条に規定する公開決定等の期限である「15日以内」が原則としてはこの「相当の期間」にあてはまると考えられるが、請求された情報の量や公開等の判断の難易度により、処分をなすのに必要な期間が一律に決められるものではない。

したがって、不作為に係る審査請求の権利行使をできる限り広く認め、審査庁は、審査請求ごとに個別具体的に「相当の期間」の判断を行うこととなる。

第23条 諮問

(諮問)

第23条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

【趣旨】

本条は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求については、審査請求を受けた実施機関に対し、原則として審査会への諮問を義務づけるものである。

【解釈・運用】

1 審査会への諮問（第1項）

(1) 「不服申立て審査請求があったとき」

公開請求について、公開請求者から当該請求に対する決定の取消しを求め、又は当該請求に対する決定を求める審査請求があった場合のほか、公文書が公開されることによりその権利利益が害されることになる第三者から審査請求があった場合をいう。

(2) 諮問を要しない場合

ア 「審査請求が不適法であり、却下する場合」

審査請求が審査請求期間（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内）を経過後になされた場合、審査請求人の適格を欠く者からなされた場合など審査請求の要件の不備により却下する場合をいう。

イ 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合」

裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の「全部」を公開する場合は、公開に対する第三者からの反対意見書が提出されているとき（第16条第3項参照）を除き、審査会への諮問は不要としたものである。

なお、ここでいう「全部」とは、公開請求者が非公開とされた公文書のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分のすべてについて公開することとする場合を意味するものであり、審査請求人が非公開を争わなかった部分については、対象とならない。

(3) 審査請求の種類と提出先

審査請求は、警察本部長の場合を除いては上級行政庁が存在しないため、決定した実施機関に対してすることとなる。（行政不服審査法第4条第1号の規定により、

処分庁等が審査庁となる。)

(4) 諮問を行った場合の通知

情報公開法では、諮問を行った場合、審査請求人をはじめとする関係者に対し諮問した旨の通知を送ることを行政機関の義務として規定している。

この条例では関係者への通知義務は規定していないが、運用上の取扱いとして、実施機関は、審査請求人をはじめとする関係者に対し諮問した旨を通知することとしている。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第10 審査請求があった場合の取扱い

3 審査会への諮問

ウ 諮問をした旨の通知

主務課は、審査会に諮問したときは、速やかに次の者に対し審査会諮問通知書（様式第3号）により諮問した旨を通知するものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る原決定について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 諮問の添付資料（第2項）

審査庁は、審査会へ諮問する場合に、審査会の調査審議に必要となる審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添付しなければならないこととした。

【規則第12条】

- (1) 行政不服審査法第30条第1項に規定する反論書
- (2) 行政不服審査法第30条第2項に規定する意見書
- (3) 行政不服審査法第31条第2項に規定する口頭意見陳述、同法第34条の陳述若しくは鑑定、同法第35条第1項の検証、同法第36条の規定による質問又は同法第37条第1項若しくは第2項の規定による意見の聴取の記録
- (4) 行政不服審査法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
- (5) 行政不服審査法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件
- (6) その他審査会が必要と認める資料

なお、(6)に該当するものの例としては、次のものが挙げられる。

- ア 公文書公開請求書
- イ 決定通知書
- ウ 公開決定等に係る公文書
- エ 条例第16条第3項の規定により提出された第三者からの反対意見書

第24条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第24条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

【趣旨】

本条は、公開に反対の意思を有する第三者からの審査請求を却下又は棄却する場合及び第三者の意に反して公開すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が争訟を提起する機会を保障するための手続として、第16条第3項の規定を準用することを定めたものである。

【解釈・運用】

本条各号に該当する場合には、第16条第3項の規定が準用されることとなり、公開を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならないこととするとともに、裁決後直ちに、第三者に対し、裁決をした旨、その理由及び公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

この場合、第16条第3項で「公開決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

1 「当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決」

本条における「公開決定等」には、公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を含まない。

原処分を変更し、当該公文書の一部を新たに公開しその他の部分は非公開のまま維持する裁決を行う場合、当該公開される部分が第三者の反対の意思表示がなされている部分であれば、本条による手続が必要となる。

2 「第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。」

第三者が行政不服手続における参加人として、処分庁（警察本部長以外の実施機関）、審査庁（警察本部長による処分が争われている場合の公安委員会）又は審査会に対し、公文書の公開に反対の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。

原処分を行う過程で第三者から反対意見書を提出している場合であっても、当該第三者が参加人として参加していないときは本条の適用はなく、第16条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が当然に本号の規定により保護されるわけではない。

第4章 情報公開の総合的な推進

第25条 情報提供施策の拡充

(情報提供施策の拡充)

第25条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報の提供に関する施策の拡充に努めるものとする。

2 実施機関は、効果的な情報の提供を行うため、県民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、情報提供に関する施策の拡充及び効果的な情報提供の前提となる県民の情報ニーズの把握について、実施機関の責務を定めたものである。

【解釈・運用】

県政の諸活動に関し、県民に対する説明責任を全うするためには、公開請求を待つて受動的に公開するという公文書公開制度にとどまらず、積極的に情報提供を進める取り組みが不可欠であり、そのためにも、常に県民の情報ニーズの動向を把握しておくことが必要である。

1 「情報の提供に関する施策の拡充」

法的な実施義務の有無又は県民からの請求の有無にかかわらず、実施機関が行う情報の提供について、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、そのサービスの質的及び量的向上を図ることをいう。

2 「県民が必要とする情報を的確に把握するよう努める」

県政モニターや県民世論調査など主に広聴活動を通じて、県政に関する県民の意向や意見、要望などを幅広く聴取することをいう。

第26条 情報の公表制度の拡充

(情報の公表制度の拡充)

第26条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、県民に必要な県政に関する情報の公表制度の拡充に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民に必要な県政に関する情報の公表制度の拡充について、実施機関の責務を定めたものである。

【解釈・運用】

第25条に規定する情報提供施策は、県政に関する多種多様な情報を、県民の求めに応じ、又は行政の判断により様々な形態で適宜提供することを意味するのに対し、本条に規定する情報公表制度は、あらかじめ定めた一定の情報の公開を制度化し、県報等により広く県民に公表することを意味する。

この2つの制度に公文書公開制度を併せて、3つの制度を相互に補完させながら開かれた県政の推進を図っていく必要がある。

「県政に関する情報の公表制度の拡充」

法令等の義務づけによる情報公表制度のほか、実施機関が自主的に行う情報の公表制度の整備・向上を図ることをいう。

第27条 出資法人の情報公開

(出資法人の情報公開)

第27条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち規則で定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が資本金等を出資している法人の情報公開の推進に関する努力義務を定めたものである。

【解釈・運用】

県の出資する法人については、県とは別個の独立した人格を有しているため、直接この条例の実施機関となることはできないが、県の出資比率が相当の部分占めるなど特に県の関与が著しい法人については、その業務が県の業務と密接に関連していることから、県民に対し情報を公開する必要性が高い。

したがって、当該法人については、法人の独立性を尊重しながらも、法人自身が自主的に情報の公開に努めることとする旨の努力義務を規定したものである。

なお、徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社は、一般の出資法と異なり、住宅供給公社は「地方住宅供給公社法」、土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」を根拠にし、ともに①地方公共団体が設立する、②地方公共団体のみが出資者となる、③住宅供給公社の理事長及び幹事並びに土地開発公社の役員は設立団体の長が任命するとされていることなどから、県の分身というべきものであり、平成17年11月から実施機関に加えている。

また、県が設立した地方独立行政法人は、①地方独立行政法人法に基づき、その地域において必要な事務事業を効率的、効果的に行うことを目的に県とは別の法人格を有する団体として設立されるが、県が設立する際には県議会の議決を経て定款を定めなければならないこと、県が出資者となることなどから、実質的に県の一部としての性格を有するものと考えられること、②地方独立行政法人は、その業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない、業務の透明性の点からも、県民に対し業務状況等を積極的に公開する必要があることなどから、平成25年4月から実施機関に加えている。

1 「県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人」

資本金、基本金等法人の基礎となるものを出資している法人をいい、具体的には県が基本財産を出捐している財団法人、県が株式の払込みを行った株式会社などがある。

2 「規則で定める法人」

【徳島県情報公開条例施行規則 第13条】

条例第27条の規則で定める法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（県が設立した地方独立行政法人並びに徳

島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社を除く。)とする。

3 「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」

この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する規程等を設け、自主的に情報公開のための制度を整備することをいう。

第28条 指定管理者の情報公開

(指定管理者の情報公開)

第28条 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者との間で締結する協定において、前項に規定する指定管理者が講じなければならない措置を明らかにしなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者に対し公の施設の管理に関する情報の公開を行うための必要な措置を講ずることを義務づけるとともに、実施機関に対し指定管理者が講じなければならない措置を明らかにするよう定めたものである。

【解釈・運用】

公の施設の管理については、従来、地方公共団体の管理権限の下で、出資法人等の管理受託者が具体的な管理事務・業務の執行を行う管理委託制度が行われていたが、本県では平成18年4月から、県の指定を受けた法人その他の団体が公の施設の管理を代行する指定管理者制度に移行することになった。

指定管理者は、管理委託制度の場合と異なり、公の施設の管理に関する権限の委任を受けるなど、「管理を代行する」ものであり、指定管理者が出資法人であるか民間事業者等であるかにかかわらず、当該公の施設を管理する部分については、県民に対し情報を公開する必要性は高い。

なお、前条の規定に該当する出資法人が指定管理者となった場合、当該公の施設の管理に関する部分に関しては、本条の規定が適用される。

本条第1項は、指定管理者に対して、公の施設の管理に関する部分に限り、情報公開を行うための必要な措置を講ずることを義務づけたものである。

本条第2項は、実施機関に対して、指定管理者との間で締結する協定において、公の施設の管理に関する情報の公開について必要な措置を明記し、指導する義務を課したものである。協定における規定は次のとおりであり、その「情報公開に関する規程等」に関してはモデル要綱を提示し、実施機関に準じた情報公開が行われるよう指導するものである。

【指定管理者は、徳島県情報公開条例第28条の規定に基づき、当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。】

第5章 雑 則

第29条 実施状況の公表

(実施状況の公表)

第29条 知事は、毎年一回、各実施機関における公文書の公開の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、この条例による公文書の公開の実施状況について、各実施機関からのとりまとめ及び公表を知事の責務として定めたものである。

【解釈・運用】

この条例による公文書の公開制度がどのように運営されているかについては、各実施機関及び県民共通の関心事項である。そこで、その実施状況を把握して今後の適正な運用を図るとともに、県民が本制度及びその運用に対する理解を深めるため、知事において各実施機関からの実施状況を取りまとめ、これを公表することとしたものである。

【徳島県情報公開条例施行規則 第14条】

条例第29条の規定による実施状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

【徳島県公文書公開事務取扱要綱】

第12 実施状況の公表

1 公表事項

条例第29条の規定に基づき公表する事項は、次のとおりとする。

- ア 公開請求の件数
- イ 公開請求に対する公開・非公開等の決定件数
- ウ 審査請求の件数
- エ 審査請求の処理状況
- オ その他必要な事項

2 実施状況のとりまとめ及び公表

県庁総合窓口は、毎年度初めに、前年度の各実施機関の実施状況について取りまとめ、徳島県ホームページに掲載することにより公表するものとする。

第30条 適用除外

(適用除外)

第30条 法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、情報公開法が適用されない公文書については、この条例においても適用除外とすることを定めたものである。

【解釈・運用】

1 基本的考え方

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第43号）では、個別の法律において自己完結的な閲覧・複写の制度が整備されているものや刑事訴訟法に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法の適用を除外している。

実施機関においてもこれらの文書を保有する場合があることから、国の制度との整合を図り、情報公開法が適用されない公文書については、条例の適用除外とすることとした。

2 「法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている公文書」

上記整備法で不動産登記法（明治32年法律第24号）、商業登記法（昭和38年法律第125号）、漁業法（昭和24年法律第267号）、特許法（昭和34年法律第121号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）など22法律について適用除外の規定が設けられている。

ただし、個別の申請や契約の添付書類として保有しているものは、この条例の対象となると解される。（例 開発許可申請書に添付の土地登記簿謄本など）

第31条 委任

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により規定することを定めたものである。

附 則

(平成13年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項（公安委員会及び警察本部長に係る部分に限る。）及び次項第3号の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の徳島県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、次に掲げる公文書については、適用しない。
 - (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に実施機関（議会、公安委員会及び警察本部長を除く。以下この号において同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した公文書。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 文書、図画及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもの
 - ロ 電磁的記録のうちデータベース（論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）
 - (2) 施行日前に実施機関（議会に限る。）の職員が職務上作成し、又は取得した公文書
 - (3) 平成14年4月1日前に実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）の職員が職務上作成し、又は取得した公文書
- 3 この条例の施行の際現に改正前の徳島県情報公開条例（以下「旧条例」という。）の規定によりされている公開の請求は、新条例の規定によりされた公開請求とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により徳島県公文書公開審査会に対してされている諮問は、新条例の規定により審査会に対してなされた諮問とみなす。
- 5 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 6 施行日の前日において徳島県公文書公開審査会の委員である者は、施行日に、審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新条例第23条第5項の規定にかかわらず、平成15年7月31日までとする。

【趣旨】

- 1 第1項は、新条例の施行期日について定めたものである。

この条例は、平成13年10月1日から施行するが、公安委員会及び警察本部長については、平成14年4月1日から施行する。

- 2 第2項は、新条例の対象となる公文書の適用関係について定めたものである。
新条例の対象となるのは、次の公文書である。
- (1) 議会、公安委員会及び警察本部長以外の実施機関の職員が作成又は取得した公文書で、次に掲げるもの
 - ア 文書、図画及び写真であって、決裁、供覧等の手続が終了したもの
 - イ 電磁的記録のうちデータベース
 - ウ 平成13年10月1日以降に作成又は取得された、決裁供覧文書以外の組織共用文書（データベースを除く電磁的記録を含む。）
 - (2) 平成13年10月1日以降に議会の職員が作成又は取得した公文書
 - (3) 平成14年4月1日以降に公安委員会及び警察本部長の職員が作成又は取得した公文書
- 3 第3項は、新条例の施行の際現になされている公開の請求については、新条例の規定による公開請求とみなし、新条例の手続の対象となる旨を定めたものである。
- 4 第4項は、新条例の施行の際現に審査会に対してなされている諮問については、新条例の規定による諮問とみなし、新条例による審査会の審査手続の対象となる旨を定めたものである。
- 5 第5項は、公開請求及び諮問以外にも新条例の施行の際現になされている処分、手続等があれば、これらの処分、手続等は、新条例の相当規定によって行われた行為とみなすことを定めたものである。
- 6 第6項は、従来の公文書公開審査会委員について、新条例施行日に情報公開審査会委員に任命されたものとみなすとともに、当該委員の任期を平成15年7月31日までとする旨を定めたものである。

(平成16年条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

【趣旨】

徳島県病院事業の地方公営企業法全部適用に伴い、新たに設置された病院事業管理者を実施機関に加えることとした改正の附則である。

(平成16年条例第68号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

【趣旨】

労働組合法の一部改正に伴い、地方労働委員会の名称を労働委員会に改めることとした改正の附則である。

(平成17年条例第99号)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。ただし、第4章中第31条の次に1条を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の徳島県情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社の役員及び職員が職務上作成し、又は取得した公文書については、適用しない。
- 3 新条例の規定は、施行日以後になされた公開請求について適用し、施行日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

【趣旨】

- 1 次の4点の改正についての附則である。
 - (1) 実施機関に徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社を加えることとした。
 - (2) 職務の遂行に係る公務員等の氏名について、当該氏名を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合等を除き、これを公開することとした。
 - (3) 県が設置する公の施設を管理する指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならないこととした。
 - (4) 独立行政法人等及び地方独立行政法人を国及び地方公共団体と同様に扱うこととした。

(1)、(2)及び(4)については平成17年11月1日から施行し、(3)については平成18年4月1日から施行する。
- 2 公社において条例の対象になる公文書は、平成17年11月1日以降に公社の役員又は職員が職務上作成又は取得した公文書である。

なお、公社では、平成14年4月1日から条例第31条（出資法人の情報公開）の規定に基づき公社独自の要綱による情報公開を行っており、平成14年4月1日から平成17年10月31日までに作成又は取得した公文書については、要綱に基づき、公社に対して文書の公開を申し出ることができる。

(平成19年条例第32号) 抄

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

【趣旨】

郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の附則である。

(平成19年条例第51号)

- 1 この条例は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた改正前の第20条第1項の規定による公文書の公開の申出については、なお従前の例による。

【趣旨】

公文書の公開を請求することができるものの範囲を拡大することとした改正の附則である。

新条例の施行の日前になされた公開の申出については、新条例の規定による公開請求とはみなさず、旧条例の手続の対象となる旨を定めたものである。

(平成25年条例第7号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【趣旨】

「県が設立した地方独立行政法人」を実施機関とすることとした改正の附則である。

(平成27年条例第6号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【趣旨】

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例における同法の条項及び用語の引用箇所について所要の整理を行うこととした改正の附則である。

(平成28年条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条中徳島県情報公開条例第37条の改正規定及び第9条中徳島県個人情報保護条例第61条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、次項及び附則第4項の規定による場合を除き、なお従前の例による。

【趣旨】

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立ての手続について所要の整備を行うこととした改正の附則である。

(平成29年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

【趣旨】

徳島県個人情報保護条例の一部改正に伴い、非公開情報とされる個人情報を同条例に規定する個人情報と同義のものとするため所要の改正を行ったものである。

なお、公布の日は、平成29年10月17日である。

(令和4年条例第55号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【趣旨】

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立ての手続について所要の改正を行ったものである。

(令和5年条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【趣旨】

徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定に伴い、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立ての手續について所要の改正を行ったものである。

(令和5年条例第17号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【趣旨】

徳島県公文書等の管理に関する条例の施行に伴い、所要の改正を行ったものである。

(令和7年条例第49号)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後条例の様式に相当する既存条例に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

【趣旨】

徳島県条例の形式を左横書きに改正する等の条例の施行に伴い、用字の整理が行われたものである。